



令和4年2月24日発信

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症第6波の影響を大きく受ける 飲食関連事業者や宿泊事業者等へ市独自の給付金を交付します

飯山市では、新型コロナウイルス感染症第6波の影響を大きく受ける飲食関連事業者や宿泊事業者、また団体学習旅行等受入事業者などの事業継続を支援するため、対象業種別に給付金を交付します。

1 事業名

飯山市第6波対応事業者支援給付事業

2 給付制度概要

(1) まん延防止等重点措置対応飲食関連事業者支援給付金

①給付対象者（以下すべてに該当）

- ・市内に事業所を置き、本店等を置く中小企業者等または市内に住所を置く個人事業主のうち、次のいずれかの業種を営む者
〔 飲食業（※営業時間の短縮要請対象事業所を除く）、道路旅客運送業、運転代行業、
飲食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、洗濯業 〕
- ・新型コロナウイルスの影響で2022年1月から3月までのいずれかの月の売上高が2019年から2021年までのいずれかの同じ月と比較して30%以上減少している者 ほか

②給付額

20万円（※飲食店にあっては営業時間短縮要請の対象事業所を除きますが、長野県の「新型コロナ対策推進宣言の店」または「信州の安心なお店」の認証店は10万円を給付します）

(2) 団体学習旅行等受入関連事業者支援給付金

①給付対象者（以下すべてに該当）

- ・市内に事業所を置き、本店等を置く中小企業者等または市内に住所を置く個人事業主のうち、次のいずれかの業種を営む者
〔 宿泊業、旅行業、団体学習旅行等客への用具レンタル事業者、
団体学習旅行等客への役務の提供事業者など 〕
- ・新型コロナウイルスの影響で2022年1月から3月までのいずれかの月の売上高が2019年から2021年までのいずれかの同じ月と比較して30%以上減少している者、もしくは団体学習旅行等のキャンセルにより減収の影響を受けた者

②給付額

20万円（ただし、団体学習旅行等のキャンセルを受けた事業者は10万円加算）

3 申請期間 令和4年3月1日（火）～令和4年5月31日（火）

4 申請方法 所定の申請書および添付書類を市役所商工観光課まで提出

<担当課>

飯山市 経済部 商工観光課
（課長）小野幸司 （担当者）春日直樹
住所：飯山市大字飯山1,110-1
電話：0269-67-0731（直通）
ファクシミリ：0269-62-6221
電子メール：shoukan@city.iiyama.nagano.jp